

地場産品の定義について

1 柏崎地域内において生産された物品又は提供される役務

地域内で生産された一次産品、地域内の漁港で水揚げされた海産物、地域内で生産された一次産品を地域内の工場で加工した食品加工品、地域内の醸造所で醸造された酒、地域内を訪問して宿泊することが条件として付された旅行券など

2 その他これに類するもの

- (1) 地域内において原材料の主要な部分を生産しており、加工等を地域外で行っているもの
【例】地域内で生産された野菜や果物を使用して地域外で製造されたジェラートなど
- (2) 原材料の生産や加工工程の一部を区域外で行っているが、加工工程のうち主要な部分を地域内において行っているもの
【例】地域外で生産された原材料を使用し、地域内の事業者が加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- (3) 流通構造上、近隣の地域のものと同様に混在することが避けられない産品
【例】柏崎地域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA 等に区域内で生産された米を出荷して、当該 JA 等が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- (4) 柏崎地域のオリジナル製品
【例】地域外で製造された柏崎のゆるキャラグッズ、地域外で製作された柏崎を PR するためのオリジナルかるたやポストカード、地域内に事業所が所在する企業が地域外の工場生産した柏崎地域内事業所で限定販売しているグッズ

(注) 本定義は、総務省の通知を参考としています。